

○通知文

・児童生徒の運動競技について（通知文）

青 教 ス 第 4 7 1 号

平成13年6月27日



各市町村教育委員会教育長
各 私 立 学 校 長
各 県 立 学 校 長
各 教 育 事 務 所 長 殿
青森県高等学校体育連盟会長
青森県中学校体育連盟会長
青 森 県 小 学 校 長 会 長
（財）青森県体育協会会長

青森県教育委員会
教育長 佐藤 正昭

児童生徒の運動競技について（通知）

児童生徒の運動競技については、「児童・生徒の運動競技の基準」（昭和54・4・5
文体体81文部省次官通知。以下「旧基準」という。）によって実施されてきましたが、
このたび文部科学省においては、各地域や学校における主体的かつ積極的な活動を促進す
ることとし、国の地方公共団体や学校への関与の見直しを行い、児童生徒の運動競技につ
いても、各教育委員会や学校の判断によりおこなわれることが適当であることから、「旧
基準」が廃止されました。

このことに伴い、児童生徒が参加する運動競技について、その適正な実施及び参加がな
されるよう、全国都道府県体育・保健・給食主管課長協議会、財団法人全国高等学校体育
連盟、財団法人日本中学校体育連盟及び全国連合小学校長会の4者において協議され、関
係団体及び学校が取り組むための目安となる新しい基準の申し合わせがなされました。

ついては、旧基準に基づく県教育長通知「児童・生徒の運動競技について」（昭和54年
7月16日付け青教保407号）は廃止し、県内の教育関係団体等と協議した上で、県教
育委員会として、別紙の内容を新基準としますので、適切かつ円滑な運用を図り、適正な
運動部活動が実施されるようご配慮ください。

なお、市町村教育委員会においては、管下の各学校に対し、また、県体育協会をはじめ
各関係団体においては、傘下団体に対し、このことを周知くださるようお願いします。

児童生徒の運動競技に関する基準

児童生徒の体力・運動能力の低下や体験不足が指摘される中、児童生徒が参加する運動競技は、生涯にわたってスポーツに親しむ資質や能力を育て、健康の増進と体力の向上を図るだけでなく、児童生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成するなど教育的効果は極めて大きい。

このような教育的効果が有効に発揮されるには、児童生徒の発達段階やバランスのとれた生活が考慮されなければならないことから、児童生徒が参加する運動競技は、勝利至上主義に陥らず、その適正な実施及び参加がなされるよう、次の基準によるものとする。

1. 学校教育活動としての運動競技について

(1) 運動競技会の開催・参加についての基本的事項

- ① 小学校、中学校又は高等学校の児童生徒が参加する学校教育活動の一環としての運動競技会の開催は、国、地方公共団体若しくは学校体育団体（小学校においては小学校長会を含む）の主催又はこれらと関係競技団体との共同開催を基本とする。

ただし、盲学校、聾学校又は養護学校の在籍者を対象とする運動競技については、この限りではない。

- ② 主催団体は、運動競技会の規模、日程などが児童生徒の心身の発達からみて無理がないように留意する。

- ③ 主催団体、学校ともに、運動競技会に参加する者については、本人の意志、健康及び学業などを十分配慮するとともに、その保護者の理解をも十分得るようにする。

(2) 運動競技会の開催・参加回数等

- ① 小学校の運動競技会は、特に児童の心身の発達からみて無理のない範囲という観点から、市にあっては市、町村にあっては郡の区域内における開催・参加を基本としつつ、県大会については、学校運営上や児童のバランスのある生活を配慮する観点から、年会1回程度とする。

- ② 中学校の運動競技会は、県内における開催・参加を基本としつつ、地方ブロック大会及び全国大会については、学校運営や生活のバランスある生活に配慮する観点から、各競技につき、それぞれ年間1回程度とする。

- ③ 高等学校の運動競技会は、県内における開催・参加のほかに、地方ブロック大会及び全国大会については、学校運営や生徒のバランスある生活に配慮する観点から、各競技につき、それぞれ年間2回程度とする。

- ④ この他、体力に優れ、競技水準の高い生徒が、国、地方公共団体又は財団法人日本体育協会の加盟競技団体が主催する全国大会で、競技水準の高い者を選抜して行うものに参加する場合、学校教育活動の一環として取り扱うことができる。なお、中学生については、文部科学省と財団法人日本体育協会ほか関係団体が合意したものに限り、学校教育活動の一環として参加させることができる。

2. 学校教育活動以外の運動競技について

学校教育活動以外の運動競技会（国外における競技会や遠征合宿等を含む）に児童生徒が参加するに当たっては、保護者が十分に責任を持つものであるが、学校としても、保護者及び関係競技団体と連携して、児童生徒が競技会に参加する状況を把握することとする。